

## 令和3年度第6回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年9月10日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時05分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩指 久	出席			
	8番	井上 武	出席	14番	板 秀樹	出席
	9番	野口 孝志	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
議事録署名委員	14番	板 秀樹		15番	頼田 洋子	
	出席吏員 事務局長 岡田 光政 事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和					
傍聴人	0人					

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	非農地判断に係る特別委員会の結果について
報告	(1) 南部町農業振興地域整備計画全体見直しの完了について
その他	(1) 各地区の遊休農地パトロール実施日について (2) 令和3年度第7回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和3年度第6回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はおられません。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨 拶	会長	— 省 略 —
	局長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、14番板 秀樹委員、15番 頼田 洋子委員、書記につきましては田邊職員をお願いします。
4. 議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。この案件は 市川職務代理に議長を交代して皆様にご審議をお願いします。
		(市川職務代理議長席へ移動。)
	議長(市川職務代理)	議長を務めさせていただきます。よろしくお願い致します。提案者より説明をお願いします。
	局長	農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明します。
	局長補佐	【 議案第1号朗読及び説明 (議案書2頁)】 番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 m <sup>2</sup> 合計：畑 1筆 m <sup>2</sup> 譲渡人： 耕作面積： m <sup>2</sup> 譲受人： 耕作面積： m <sup>2</sup> 所有権移転 売買 (備考) さんから さんが売買で取得し利用するための申請です。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしています。 この農地には野菜と柿木が5本植えてあります。隣地の所有者であるさんが取得して一帯を管理したいという事での所有権移転です。 売買価格は、10aあたり 円、全体で 円と聞いています。 柿木を含んだ金額だそうです。
	議長(市川職務代理)	質疑に入ります。
		(質問、意見等なし。)
議長(市川職務代理)	ご異議ございませんか	
一同	なし。	
議長(市川職務代理)	意義なしと認め、議案第1号、『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』は議決、承認されました。 議長を交代します。ありがとうございました。	
	(市川職務代理議長席へ移動。)	

議案第2号 農地法第5条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議長	議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明を致します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第2号朗読及び説明（議案書3頁）】</p> <p>番号1 土地の表示： 登記：田 現況：畑 m<sup>2</sup> 合計：田1筆 m<sup>2</sup> 用途：宅地 一般住宅、駐車場 契約種別：売買 譲渡人： 譲受人：</p> <p>（備考）この申請地は から半径 m以内にある農地であるため、農地区分は第3種農地に該当します。転用目的は一般住宅及び駐車場です。事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。” 売買価格は、10aあたり 円、全体で 円と聞いています。代替地はございません。</p>
	議長	現地調査報告を糸田委員よりお願いします。
	糸田委員	<p>本日午前中に、恩田会長、市川職務代理、井上委員、私、事務局で現地調査を行いました。</p> <p>現地調査資料の3ページをご覧ください。 に入る国道から に向かった の向かい側になります。 の裏側になります。</p> <p>4ページに公図が付いています。以前に を分筆されて、 は転用許可されて現在 が建築中です。残地の とは農地として管理されていたのですが、今回 を転用されるという事です。 は引き続き所有者さんが畑として管理されるそうです。</p> <p>6ページに排水の計画図が載っています。下側の側溝は昔の用水の側溝で、上側が雨水の側溝でそちらに流れるようになっています。周辺に水田がありませんので水路としての機能は果たしていませんが、整備されて雨水等が流れるようになっています。以上、転用には問題ないと考えます。</p>
	議長	質疑を受けたいと思います。
	田邊委員	私も現地を見ました。この土地は段になっていましたので平らにしないではいけませんが、低い所にはどのくらい土を盛るのか横から見た図面が見当たりません。また、土地の境には擁壁があると思いますが、その図面も見当たりません。擁壁は無いと言う事ですか。
	議長	盛土の断面図についてと、擁壁はどうなるのか説明をお願いします。
	局長補佐	横から見た断面図ですが、現地調査資料の5ページをご覧ください。計画図の中頃にAからA”と横断して破線が引いてあります。それが、右下にAからA”の断面図として載せてあります。同じく縦にBからB”と線が引いてあり、左横に断面図が付いています。最大40cmの盛土とな

		<p>っています。</p> <p>擁壁ですが、同じ図面の上の方にC B 120 と記されています。これがコンクリートブロックで、境界に設置されると聞いています。</p>
	議長	<p>通常ならコンクリートブロックを何段積むとか記載されます。鳥取県農業会議でも色々ありました。ブロックにも建築基準法により種類によって積んでも良い段数があります。何段積まれるのか確認して総会内に報告をお願いします。</p>
	局長補佐	<p>分かりました。</p>
	議長	<p>後で報告をさせます。よろしいですか。</p>
	田邊委員	<p>分かりました。</p>
	作野委員	<p>勾配はどのようになっていますか。</p>
	局長補佐	<p>土地利用計画図を見ていただきますと、右の方が高くなっていて左側に向かって低くなっています。それを盛土して平地にされます。</p>
	作野委員	<p>図面で言うと自家用駐車スペースと記されている方が低いと言う事ですが。</p>
	局長補佐	<p>現在は駐車場側が低いですが、盛土をされて均一した高さになります。</p>
	議長	<p>現地を見ましたが道路と側溝がありますが、道路まで上げると言う事ですか。</p>
	局長補佐	<p>道路から少し下がった所に農地がありますが、一番高い所に一番低い所を合わせるようになっています。</p>
	市川職務代理	<p>現地調査で確認をしています。6 ページを見てください。側溝へと書いてある所から水が流れるようになっています。進入路があります。ここは町道とほぼ同じ高さです、右側の汚水が流れる所が高く、家の右側には町道との法面があり、ここら辺が少し高いので、側溝と書いてある所からなだらかに傾斜が付いて、最終的に左側の所と同じレベルになるという事で、水の流れ方としては、ここを伝って流れていく解釈で、側溝へと書いてある右側は少し高いと現場で確認しています。</p>
	議長	<p>他にございませんか、ご異議ございませんか。</p>
	一同	<p>なし。</p>
	議長	<p>議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』は議決、承認されました。ただし、ブロックの高さについては総会内に確認をして報告とします。</p>
議案第 3 号 非農地判断に係る特別委員会の結果について	議長	<p>議案第 3 号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』上程します。提案者より説明を求めます。</p>
	局長	<p>非農地判断に係る特別委員会の結果について、別冊の現地確認資料をご確認ください。各担当委員よりご報告をお願いします。</p>
	局長補佐	<p>8 月 18 日に 地区の確認をしていただいています。</p> <p>本日午前中に、 地区、 地区、 地区、 地区の確認をしていただいています。井上委員、田邊委員、井田委員、庄倉委員の順番で報告をお願いします。</p>
	議長	<p>井上委員より現地調査報告をお願いします。</p>
	井上委員	<p>8 月 18 日に田邊委員と私と事務局の二人で現地確認を行いました。</p> <p>から に向かう林道から上がっていく途中での下から左に入った所です。地図を見ていただきますと とありますが、そのの</p>

	次までは田として耕作してありますが、そこから上は原野化していて、奥側の は木も生えてきていました。写真も撮っていますが、原野化していて農地とは認められない場所でした。
議長	田邊委員より現地調査報告をお願いします。
田邊委員	<p>本日午前中に、恩田会長、市川職務代理、庄倉委員、頼田委員、井上委員、井田委員、私、事務局で、 、 、 の現地調査を行いました。</p> <p>ですが、資料の 1 ページをご覧ください。 が の事務所になります。山林に等しい場所で非農地にせざるを得ないと判断しました。</p> <p>2 ページになります。の集落から を入った の下の方になります。林の状態でセイタカアワダチソウ、葦も生えており、ここも復元できる状態ではなく非農地やむなしと判断しました。</p> <p>3 ページ、 になります。 さん宅を奥に入った場所になります。 、 は畑できれいに管理しておられますが、それより奥は杉が生い茂って山の状態でした。ここも復元できる状態ではなく非農地やむなしと判断しました。</p> <p>ですが、3ヶ所になります。 ですが、 の入り口に橋があります。その橋を渡った左側の山の谷になります。非農地であると判断しました。それから寺の下を上がった所で、ここも非農地と判断しました。5 ページの あたりは耕してあるように見えますが草が生えていて非農地と判断しました。</p> <p>6 ページの ですが、 、 は原野化していました。 は山林化していて、いずれも非農地であると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	井田委員より現地調査報告をお願いします。
井田委員	<p>本日、 地区の現地確認を行いました。資料の 8 ページになります。 から に抜ける道路より 入口を少し上がった右側の山手に入った所になります。原野化しており、農地復元は不可能であると判断しました。</p>
議長	庄倉委員より現地調査報告をお願いします。
庄倉委員	<p>本日、同じメンバーで現地確認しました。7 ページになります。 を に向かう土手の下になります。 には大木が生え、草も繁茂していて農地の状態ではありませんでしたが、周りの 、 などは耕作した形跡があり、調査したメンバーでは、特別委員会による非農地には当てはまらないのではという判断になりました。</p>
議長	皆様より質疑を受けます。
	(質問、意見等無し。)
議長	ご異議ございませんか。
一同	無し。
議長	<p>議案 3 号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』は、25 番の を除いて原案どおり議決、承認されました。</p> <p>休憩に入ります。その間に事務局は、2 号議案のブロックの段数確認をお願いします</p>
	休憩 (14:09 から 14:25)

		(産業課、本田課長補佐入室)
第 2 号議案 補足	議長	再開します。 事務局より報告をお願いします。
	局長補佐	断面図については、最大 40 cmの盛土で間違いのないことを確認しました。 コンクリートブロックについてですが、幅が 40 cm、高さ 20 cm、奥行き 12 cmのブロックを 3 段積む予定であることを確認しました。
	議長	ご質問はございませんか。
		(質問、意見なし。)
5. 報告 (1) 南部町農業振興地域整備計画全体見直しの完了について	議長	協議事項に入ります。 『(1) 南部町農業振興地域整備計画の完了について』説明を願います
	本田課長補佐	<p>昨年より 1 年半に渡り、農業振興地域整備計画の変更全体見直を約 8 年ぶりに行いました。農業委員、最適化推進委員の皆様には、各地域での聞き取り、説明会など多岐にわたりご尽力、ご協力頂きお礼申し上げます。</p> <p>本日、お手元に計画書をお配りしています。前回の変更の際にはお配りできていなかったと聞いていましたので、今回は委員の皆様の日々の活動のお役に立てていただきたいと思いますとお配り致しました。</p> <p>この間、農振整備計画が一旦止まっていたましたが、再開させていただきたいと思います。再開にあたり“南部町農業振興地域整備計画事務取扱要綱”を作成致しました。概要のみになりますが説明させていただきます。</p> <p>これまで、農振への編入、除外、用途区分の変更などの軽微な変更の際に、申請者にはその都度説明していましたが、この度、経営支援課、各自治体、法制担当と協議をしまして、このような形にまとめました。手続きの概要や必要書類などの記載をしています。</p> <p>5 ページをお開きください。農振計画について、今までは年 3 回、4 月、8 月、12 月の各 20 日を締め日として受付けていましたが、4 月、12 月は、ゴールデンウィークや年末年始などで業者の方や、行政書士さんなどがお休みに入られる時期と被りますので、5 月、9 月、1 月の 15 日に締め日を変更させていただきました。</p> <p>手続きの過程の中で、縦覧期間、異議申立期間等々あり通常 4 ヶ月くらいかかりますが、異議申し立て等出ますと、更に 1、2 ヶ月程度延びることがあります。例えば①に記載してありますように、5 月 15 日までに受け付けたものが、9 月 15 日を超えても完了できない場合は、その次の 1 月 15 日まで先延ばしとなります。但し、③にありますように町長が特に必要と認める場合は変更することもできますので、その場合は相談内容を鑑みながら検討したいと考えています。</p> <p>それから、6 ページ以降につきましては農振除外に関する 5 要件の判断基準と言う事で、これは国が示しています農用振興地域制度に関するガイドラインに規定されているものから、こちらに明確化して上げさせていただきました。判断基準のみでは全て対応できるわけではありませんので、総合的に判断しながら、各関係機関とも協議しながら進めたいと思います。9 ページ以降は各種様式を整理したものです。</p> <p>委員の皆様にかかれましては。地域の皆様より農振に関する相談を受けられることがあると思います。その際は私の方へご連絡いただきまし</p>

		たら対応をさせていただきますので、引き続きご協力をお願いします。
	議長	質疑を受けたいと思います。 間違っていないと思いますが、もし間違ったものが記載されていた場合に、どのような手続きをしたら良いですか。
	本田課長 補佐	記載ミス等ございましたら、先ず、経営支援課、総合事務所に相談して手続きの確認をしたいと思います。他県、他市町村の事例を見ますと、農振審議会で追記の手続きがされているようですので、そのような形になるのではないかと思います。十分に気を付けたつもりですが、お気づきの点がございましたらお教えてください。速やかに修正を行いますのでよろしくお願い致します。
	議長	訂正等あれば、産業課本田課長補佐まで申し出れば良いですか。それから、原本は何処にありますか。
	本田課長 補佐	はい。私までお願い致します。原本は産業課にあります。
	庄倉委員	前回の変更の際に農振地域に載っていないなどの不都合があり色々苦勞しました。この度、ご苦勞されて感謝申し上げます。ありがとうございました。
6.その他 (1) 各地区の 遊休農地パト ロール実施日 について	議長	(2) その他に入ります。『(1) 各地区の遊休農地パトロール実施日について』説明を求めます。
	局長補佐	各班長さんには日程調整にご尽力をいただきありがとうございました。全地区の日程が確定しましたのでご報告します。 (各地区の遊休農地パトロール実施日、集合場所、時間読み上げ)
	議長	このことについて質疑を受けます。
		(質問、意見等無し。)
	議長	無いようですので、報告を終わります。
(2) 令和3年度第7回農業委員会総会の日程について	議長	令和3年度第7回南部町農業委員会総会は、令和3年10月8日(金)に開催します。
8. 閉会	議長	これにて令和3年度第6回南部町農業委員会総会を閉会します。
<p>会議の次第は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>		